

特許権	判決年月日	平成31年4月12日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10117号		
<p>○ 名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする発明について、脂質含有配合物を対象に投与するに当たり、当該脂質含有配合物を選択するために、当該対象の「要素」のうち、一つ又は複数を「指標」として使用する方法である旨特定されていることなどから、特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということとはできないとした事例。</p> <p>○ 名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする発明について、本願発明が、発明の課題を解決できる又は解決できると認識できる範囲のものであるか否かについて、何ら検討することなく、選択関係にある発明特定事項の一つが、本願明細書の発明の詳細な説明には記載されていないことの一事をもって、サポート要件に適合しないとした審決は誤りであるとした事例。</p>				

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法36条6項1号, 2号

(関連する権利番号等) 特願第2014-99072号, 不服2016-5871号

### 判 決 要 旨

1 名称を「脂質含有組成物およびその使用方法」とする発明に係る特許出願について、特許庁は、①明確性要件及び②サポート要件に適合しないとして、拒絶査定不服審判請求につき不成立審決をした。

本件審決の理由は、概要、①本願発明のうち「対象の一つ以上の要素(注:年齢,性別等)の、前記対象への投与のための脂質含有配合物を選択するための指標としての使用」との特定事項Aは明確ではない、②本願発明のうち「 $\omega-6$ の増加が緩やかおよび/または $\omega-3$ の中止が緩やかであり、かつ $\omega-6$ の用量が、40グラム以下であり」との特定事項Gが、本願明細書の発明の詳細な説明には記載されていない、などというものである。

2 本判決は、以下のとおり判示して、本件審決の判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

#### (1) 明確性要件

「特定事項A及びBは、本願発明が、脂質含有配合物を対象に投与するに当たり、当該脂質含有配合物を選択するために、当該対象の「要素」のうち、一つ又は複数を「指標」として使用する方法である旨特定するものであるところ、特定事項Cは、本願発明の方法によって選択される対象物である脂質含有組成物の構成を特定し、特定事項D及び特定事項EないしHは、重疊的に、これに更に特定を加えるものである。」

「特定事項Aは、「脂質含有配合物を対象に投与するに当たり、当該脂質含有配合物を

選択するために、当該対象の「要素」のうち、一つ又は複数を「指標」として使用する「方法」と解釈するのが合理的であって、特定事項Aを、このように解釈することは、その余の特定事項の解釈とも整合するものといえることができる。」

「脂質含有配合物を対象に投与するに当たり、年齢、性別等の対象の要素をメルクマールにして、その脂質含有配合物の構成を決定すれば、要素を「指標として」使用したといえる。また、これにより決定される脂質含有配合物の構成がありふれたものであったとしても、ありふれていることを理由に発明の外延が不明確であると評価されるものではない。」

「特定事項Aは、脂質含有配合物を対象に投与するに当たり、当該脂質含有配合物を選択するために、当該対象の「要素」のうち、一つ又は複数を「指標」として使用する方法である旨特定するものである。特定事項Aに係る特許請求の範囲の記載が、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということとはできない。」

## (2) サポート要件

「本願発明が、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できる範囲のものであるか否か、また、発明の詳細な説明に記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かについて、何ら検討することなく、選択関係にある特定事項EないしHのうち特定事項G「 $\omega$ -6の増加が緩やかおよび／または $\omega$ -3の中止が緩やかであり、かつ $\omega$ -6の用量が、40グラム以下であり」との技術的事項が、本願明細書の発明の詳細な説明には記載されていないことの一事をもって、サポート要件に適合しないとされた本件審決は、誤りである。」